

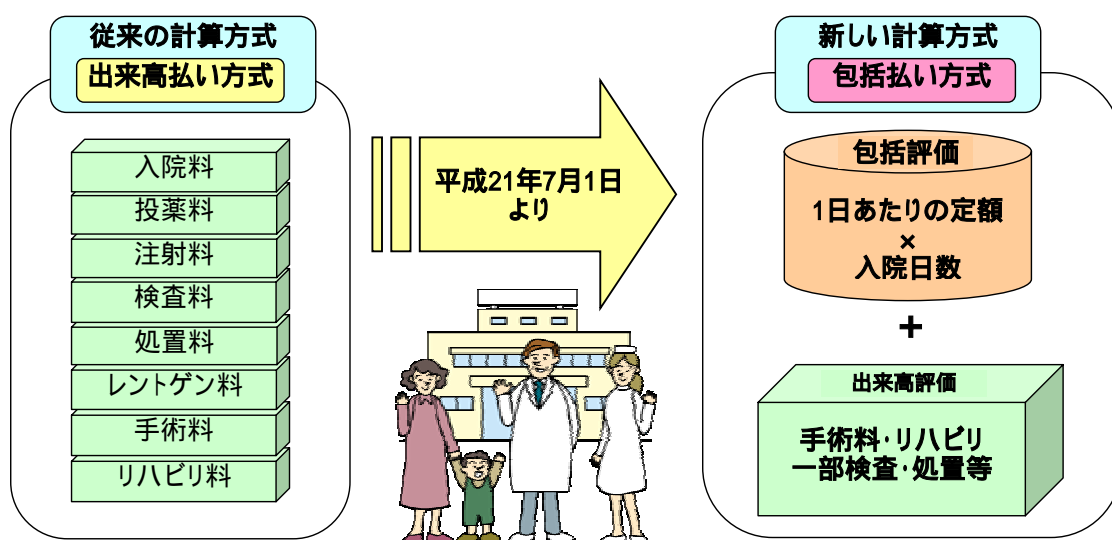
# DPC制度についてのご案内

～平成21年7月1日より済生会茨木病院の  
(入院医療費)の計算方法が変わります～

## 【DPC制度とは？】

【Diagnosis(診断) Procedure(手順 手術・処置等) Combination(組合わせ)】の略です。

当院は平成21年7月1日より厚生労働省の指導に沿って「包括評価制度(DPC)」を導入致します。これまでお薬や注射、検査等といった診療行為ごとの計算をしておりましたが(出来高払い制度)DPC制度へ変更するにあたり、疾患や診療内容に応じて厚生労働省で定められた診断群分類より1日あたりの定額医療費を基本に計算する方式へと変更になります。



個々の診療内容の積み上げ方式

食事療養費は従来どおりの請求となります。

薬・検査等の診療内容を含んだ診断群分類  
により包括評価部分の金額が決定

541疾患 1572分類

## 【支払い制度の対象】

患者さまの病気や治療内容に応じて診断群分類のいずれかに、患者さまの病気が該当すると主治医が判断した場合に、新たな計算方法を使用して医療費を計算します。病気がこの診断群分類のいずれにも該当しない場合は従来の「出来高払い制度」の計算方法になります。

## 【医療費の支払い方法】

医療費の支払い方法は従来と基本的に変わりません。よって一部負担金の割合は保険証に記載されている負担割合となります。

ただし、入院患者さまの症状の経過や治療内容等により、入院当初に確定した診断群分類と異なってしまう場合は、前月の一部請求額が変更となる為、退院時等に前月までの支払い額との調整をする事があります。

## 【保険の種類】

国民健康保険、社会保険、生活保護の方が包括評価による新しい計算方法の対象となります。長期入院の患者さま、労災保険、自費診療、自賠責は出来高支払い制度となります。

その他ご不明な点がございましたら医事課病棟事務員(入院係)までお問い合わせください。

大阪府済生会茨木病院